

副本

令和4年(行ウ)第25号 旅券不発給処分確認等請求事件

原 告 近藤ユリ

被 告 国

第 2 準 備 書 面

令和5年5月12日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

被告指定代理人	井	垣	成	六
	森	重	美	郁
	上	坂	篠	篇
	横	山	智	宏
	池	浦	大	典
	高	橋	一	章
	石	田	達	識
	鶴	見	訓	夫
	田	中	紀	子
	滋	谷	奈	穂
	堀	内	勝	博

山 田 祐 輔

第1 はじめに

被告は、原告の令和5年3月13日付け準備書面(2)に対して、必要な範囲で反論するとともに、従前の主張を補充する。

なお、略語は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第2 被告が重国籍の発生を広く許容しているとの原告の主張には理由がないこと

1 原告の主張

原告は、「1984（昭和59）年改正以前の国籍法は複数国籍の発生を制限しようとするものであったが、同改正後の国籍法は父母両系血統主義の導入や帰化要件の緩和により複数国籍の発生を広く許容するようになった」などと主張する（原告準備書面(2)・7ページ）。

2 被告の反論

被告第1準備書面第4の2(5)ウ（57ないし59ページ）で述べたとおり、昭和59年の国籍法等の改正は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准、国際情勢及び社会情勢の変化への対応のため、出生による国籍の取得について、父系血統主義を改めて父母両系血統主義を採用し、また、日本国民の配偶者である外国人の帰化条件について、その者が夫であるか妻であるかにかかわらず同一の条件を定めるとともに、生計要件、重国籍防止条件等の帰化の条件を整備するなどしたものである（乙第16号証・2ないし5ページ）。

他方で、父母両系血統主義を採用することにより重国籍者の発生の増加が予想されたことから、それを防止するため、別途の方策として、それまでアメリカ、ブラジル等の生地主義国での出生により重国籍となる子についてのみ適用されていた国籍留保制度の適用範囲を拡大して、出生により外国国籍を取得する子で国外で出生したすべてのものに適用することとし（国籍法12条）、重国籍者が所定の期間内にいずれかの国籍を選択しなければならないとする国籍

選択制度（同法11条2項、14条ないし16条）を設けたのである（乙第41号証・23ないし34ページ）。

したがって、昭和59年の国籍法等改正により、被告が重国籍の発生を広く許容するようになったとする原告の主張は、その改正の経緯や趣旨を正解しないものであって、理由がない。

第3 国籍法11条1項が世界人権宣言15条2項に反するという原告の主張には理由がないこと

1 原告の主張

原告は、「国籍法11条1項は恣意的（専断的）に本人の意思に反して日本国籍を奪う規定である。（中略）世界人権宣言15条2項が禁じる恣意的（専断的）剥奪に当たらないための最低限の要件は、①国籍の取り上げが法律で定められたことに適合していること、②正当な目的を達成するための最も侵害的でない手段であること、③適正な手続に従うこと、の3つであり、国籍法11条1項はこの②と③を満たさない」などと主張しており（原告準備書面(2)・9ページ）、国籍法11条1項が憲法98条2項に違反していると主張するものと思われる（訴状・223ページ参照）。

2 被告の反論

原告が主張する①ないし③の要件は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の「無国籍に関する第5ガイドライン」中の「専断的（恣意的）な国籍剥奪」を防止するための3要件であると思われるが、被告第1準備書面第5の3(3)オ（106及び107ページ）で述べたとおり、同ガイドラインは、各國政府等が無国籍の問題に対応する際の「解釈の法的指針」であり、拘束力のない国際文書の一つであるし、1997年ヨーロッパ国籍条約の規定からも、国際慣習法上、国内法により、任意の外国国籍取得によって原国籍を喪失することは、専断的な国籍剥奪に当たらないと理解されていることは明らかである。

この点につき、自己の志望により外国国籍を取得し、国籍法11条1項により日本国籍を喪失したとして旅券不発給処分を受けた者が、同条項は違憲無効であるとして、旅券の発給の仮の義務付けを求めた事案において、大阪地方裁判所令和5年2月17日決定は、「上記ガイドライン（引用者注：国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の「無国籍に関する第5ガイドライン」）は、自己の志望によって外国の国籍を取得した場合に当然に原国籍を喪失させることが、禁止される専断的な国籍剥奪に該当するとの国際慣習法が存在することを示すものではない」（乙第42号証・10ページ）と判断している。

したがって、国籍法11条1項が憲法98条2項に違反するとの原告の主張には理由がない。

第4 国籍法12条と同法11条1項を対比することが誤りであるなどという原告の主張には理由がないこと

1 原告の主張

(1) 原告は、「生来的国籍取得の制限規定とされる国籍法12条と後発的な国籍喪失規定である国籍法11条1項を同列に対比する被告の主張は誤りである。」、「「国籍法12条の適用を受ける者は、同規定の知・不知にかかわらず、日本国籍を喪失する。」とする被告の主張は、同条と本質的に無関係な「同規定の知・不知」を持ち出して論じている点でも誤りである。」などと主張する（原告準備書面(2)・19及び20ページ）。

(2) 原告は、国籍法12条の合憲性を認めた最高裁平成27年判決における調査官解説につき、「国籍法12条が、（中略）国籍法11条1項とは異なることに留意する必要がある。」、「調査官解説が扱った事案は、複数国籍の発生防止という立法目的の合理性が結論を左右せず、複数国籍の発生防止のために日本国籍を喪失させることは非も争点とはならない事案であった。それゆえ、上記調査官解説における複数国籍の発生防止という立法目的

に関する調査検討は徹底したものではなかった。」などと主張する（原告準備書面(2)・46ページ）。

2 被告の反論

(1) 原告が指摘する「なお、国籍法12条の適用を受ける者は、同規定の知・不知にかかわらず、日本国籍を喪失する。」との被告の主張（被告第1準備書面第2の14(1)・41ページ）は、それに続く記載からも明らかなどおり、原告の「被告は、（中略）複数国籍の発生を広く認めたうえで、発生した複数国籍の保持または解消（中略）を徹底していない。複数国籍の発生を徹底的に防止する国籍法11条1項は、国籍法の中で特異な唯一無二の規定である。」との主張（訴状・224ページ）に対して、国籍法が重国籍を広く認めているものではなく、同法11条1項以外にも重国籍の発生を防止ないしその解消を図る規定が存在することを述べたものであるから、原告の前記1(1)の主張は被告の主張を正解しないものである。

(2) また、最高裁平成27年判決は、「日本国籍の取得に関する法律の要件によって生じた区別につき、そのような区別をすることの立法目的に合理的な根拠があり、かつ、その区別の具体的な内容が上記の立法目的との関連において不合理なものではなく、立法府の合理的な裁量判断の範囲を超えるものではないと認められる場合には、当該区別は、合理的理由のない差別に当たるとはいはず、憲法14条1項に違反するということはできないものと解するのが相当である」と判示し、立法目的に合理的な根拠がない場合には憲法14条1項に違反するとしている。したがって、最高裁平成27年判決の事案は、国籍法12条の立法目的の合理性が結論を左右する事案であったことは明らかである。

最高裁平成27年判決は、国籍法12条の立法目的につき、「実体を伴わない形骸化した日本国籍の発生をできる限り防止するとともに、内国秩序等の観点からの弊害が指摘されている重国籍の発生をできる限り回避すること

を目的」としたものであると述べ（傍点は引用者によるもの。以下同じ。）、「このような同条の立法目的には合理的な根拠があるものということができる」と判示し、同判決の調査官解説は、被告第1準備書面第5の3(3)ウ(イ)c(84ページ)で述べたとおり、「内国秩序等の観点から弊害が指摘されている重国籍の発生を回避するという立法目的（中略）は、諸外国の国籍立法の動向を踏まえても、現在もなお、合理的なものであると考えられる。」（最高裁判所判例解説民事篇平成27年度（上）120及び121ページ）と解説しているのである。この調査官解説について、立法目的に関する調査検討が徹底したものではないという原告の主張に合理的な根拠を見出すことはできない。そして、国籍法11条1項も、同法12条と同じく重国籍の発生防止を目的としており、当該立法目的の合理性について、平成27年最高裁判決及び同判決の調査官解説が述べることわりが等しく妥当することは明らかである。

したがって、原告の前記1(2)の主張に理由はない。

なお、東京訴訟一審判決の控訴審判決である東京高等裁判所令和5年2月21日判決（以下「東京訴訟控訴審判決」という。）は、国籍法11条1項の立法目的について、「①重国籍の発生を可能な限り防止しつつ、②国籍変更の自由を保障するというものであって、両者は相互に密接に関連するものといえる。（中略）①国籍は、国家の基本的構成要素である国民、すなわち、国家の主権者たる地位ないし権利と共に国家の統治権に服する地位ないし義務を持つ者の範囲を画するものであって、個人に対して複数の国家が対人主権を持つ場合、又は個人が複数の国家に対して主権を持つ場合には、国家間の摩擦（外交保護権の衝突等）を生ずるおそれがあり、また、国家と個人との間又は個人と個人との間の権利義務（納税義務、兵役義務等）に矛盾や衝突を生じさせるおそれのほか、入国管理の阻害や重婚禁止の潜脱等のおそれがあるものといえ、重国籍が常態化した場合には、これらの種々の弊害が生

するおそれがあるものといえるから、できる限り重国籍を防止し解消させるべきであるという理念は合理性を有するものであり、②国籍法11条1項は、重国籍の発生をできる限り防止しつつ、憲法22条2項により保障される国籍離脱の自由の一場面として外国籍への変更を認めることにより、国籍変更の自由を保障したものであるから、国籍法11条1項の立法目的は合理的であるということができる。」と判示している（乙第43号証・37ページ）。

第5 国籍法11条1項が国籍変更の自由を保障するものではないという原告の主張には理由がないこと

1 原告の主張

原告は、「本人の意思とは無関係に法律効果を発生させる同条項（引用者注：国籍法11条1項と思われる。）の立法目的を、国籍変更の自由の保障であると考えるのは矛盾である。国籍法11条1項の国籍変更の自由の保障とは、（中略）相手国に原国籍離脱条項がある場合に日本国籍から当該外国国籍に移行できることを可能にするという意味での、国籍変更の自由が問題とされる場面に限られる。」などと主張する（原告準備書面(2)・39ページ）。

2 被告の反論

被告第1準備書面第5の3(3)ウ(7)（78ないし82ページ）で述べたとおり、国籍法11条1項の立法目的には「国籍変更の自由を認める」という目的が含まれているのであるから、前記1の原告の主張には理由がない。

この点につき、東京訴訟控訴審判決は、前記第4の2(2)のとおり、国籍法11条1項の立法目的について、「①重国籍の発生を可能な限り防止しつつ、②国籍変更の自由を保障するというものであって、両者は相互に密接に関連するものといえる。」と判示した上で、「現在も重国籍自体を容認していない国や重国籍の発生自体を容認しつつもその解決の方策を探る国がそれぞれ相当数存在している（中略）ことが認められ、帰化先の国が重国籍を容認する

からといって、我が国の法制において日本国籍を喪失させる必要がないということはできず、国籍の変更が国籍離脱の自由を保障するという関係が否定されるものでもな」いと判示している（乙第43号証・40ページ）。

したがって、国籍法11条1項の立法目的を国籍変更の自由の保障であると考えるのは矛盾であるなどという原告の主張には理由がない。

第6 国籍法11条1項が憲法13条や22条2項に違反するなどという原告の主張には理由がないこと

1 原告の主張

原告は、「自己の志望によつて」外国国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があると見るべきであるという被告の主張につき、「客観的事実から完全に乖離した非論理的な決めつけ、被告による勝手な擬制（中略）であり、「個人の尊重」原理と相容れない。」などと主張する（原告準備書面(2)・28ページ）ほか、国籍法11条1項が憲法13条及び22条2項に違反する旨述べる文献を提出・引用している（同書面・28ないし32ページ）ことから、国籍法11条1項が「日本国籍を離脱しない自由、日本国籍を保持する権利を違法に侵害する」と主張するものと思われる（訴状・22及び23ページ参照）。

2 被告の反論

(1) 被告第1準備書面第4の3(1)ア(59及び60ページ)で述べたとおり、国籍法11条1項の立法趣旨は、①国籍変更の自由を認めるとともに、②国籍の積極的抵触（重国籍の発生）を防止するために、自己の志望により外国国籍を取得したときは、当然に従来の国籍を放棄する意思があるべきものとして、当然に日本国籍を喪失させることが相当であることにある。換言すれば、国籍法11条1項の規定により日本国籍を喪失するという効果を生じる

ためには、そもそも、外国国籍取得に係る意思のほかに日本国籍喪失に係る意思の存否を問題としていない。かかる制度設計は、国籍の積極的抵触（重国籍の発生）の防止の観点からも合理性を有するものである。

この点につき、東京訴訟控訴審判決は、「国籍法11条1項が外国籍を取得する意思のほかに日本国籍を喪失する意思が存することを要件としていないことをもって、直ちに個人の自由意思ないし自由を侵害ないし躊躇するものと評価し得るものではな」い（乙第43号証・40ページ）と判示するとともに、「国籍法11条1項は、外国籍の取得に係る意思のほかに日本国籍の喪失の意思が存することを要件としていないが、重国籍を容認しない我が国の法制の下で、国籍変更の自由の保障という観点から自己の志望によって外国籍を志望取得した者については、自らの意思による外国籍の取得の帰結として日本国籍の喪失という法的効果を生じさせることには合理的な理由があるものというべきであり、外国籍を志望取得したことにより日本国籍を喪失させるに当たり、国籍法11条1項が日本国籍喪失の意思や認識を要件としていることをもって直ちに重国籍の発生を可能な限り防止しつつ国籍変更の自由を保障するという同項の立法目的を実現する手段としての合理性が否定されるものではない。（中略）外国籍の志望取得の場合には、外国籍を取得するか否かを選択する機会が与えられているのであるから、一旦重国籍の発生を認めた上で自己の意思によって事後的に重国籍を解消させる制度を探る必要性は乏しいこと等に照らせば、国籍変更の自由を保障するという立法目的を達成するために、外国籍を志望取得した場合に、外国籍と日本国籍の重国籍となることを認めず、一律に当然に日本国籍を喪失するという手段を採用することが不合理であるということはでき」ないと判示している（乙第43号証・42及び43ページ）。

(2) また、被告第1準備書面第5の3(2)（73ないし76ページ）で述べたとおり、原告が主張するような「日本国籍を離脱しない自由」「日本国籍

を保持する権利」は、憲法上保障された権利とはいえない。

この点につき、東京訴訟控訴審判決は、「憲法22条2項の定める国籍離脱の自由は、日本国籍からの離脱を望む者に対して、その者が無国籍者となるのでない限り、国家がこれを妨げることを禁止するという消極的権利を定めたものにとどまるものと解するのが相当であり、同項の規定を根拠に、憲法上、日本国籍を離脱しない自由ないし日本国籍を保持する権利が積極的に保障されていると解することは困難である」、「憲法10条が日本国籍の喪失に関する要件を立法府の裁量判断に委ねている以上、そのような立法府の裁量によって付与される地位について、憲法13条に基づいて直ちに何らかの権利が保障されるものとは解し難いというべきであり、日本国籍を離脱しない自由ないし日本国籍を保持する権利が憲法13条により保障されるものと解することは困難である」と判示している（乙第43号証・34及び35ページ）。

(3) したがって、国籍法11条1項が憲法13条及び22条2項に違反するなどという原告の主張には理由がない。

第7 国籍法11条1項が憲法14条1項に違反するという原告の主張には理由がないこと

1 原告の主張

原告は、①当然取得によって外国国籍を取得した日本国民、②生来的に外国国籍を取得した日本国民、及び③日本国籍を志望取得した外国人については、重国籍となることを我が国の国籍法が認めているにもかかわらず、国籍法11条1項に基づき自己の志望により外国国籍を取得した日本国民のみが、外国国籍の取得と同時に本人の意思を無視してでも日本国籍を喪失するという差別的取扱いを受けており、国籍法11条1項は憲法14条1項に違反する旨主張し（訴状・235ないし239ページ）、これに対する被告の反論（被告第1準

備書面第6の2(112ないし117ページ)を受けて、更に主張する(原告準備書面(2)・49ないし52ページ)。

2 被告の反論

被告第1準備書面第6の2(2)(3)(112ないし117ページ)で述べたとおり、国籍法11条1項と前記1の①ないし③の制度とは、制度の目的や趣旨が異なるし、外国国籍の取得又は日本国籍の取得の制度によって、重国籍防止を図る方法に差異があるのは当然であるから、前記1の①ないし③の制度との対比において、国籍法11条1項が合理性を欠くということにならないことは明らかである。

この点につき、東京訴訟控訴審判決は、前記1の①について、「自己の志望によって外国籍を取得した者については、(中略)身分行為等によって何ら本人の意思を介在することなく外国籍を取得した場合と異なり、外国籍を取得するか否かについて選択する機会が与えられているものであるから、外国籍の取得後にあえて国籍選択のための猶予期間を設ける必要は乏しく、反面において、重国籍から生ずる弊害をできる限り防止し解消させる観点からは、速やかに日本国籍を喪失させることが望ましいところ、その実現を図るという国籍法11条1項の立法目的は合理的であるといえ、また、そのための手段として、同項が外国籍の志望による取得によって日本国籍を当然に喪失すると定めていることは、上記立法目的のための手段として合理的関連性を認めることができ」と判示し(乙第43号証・46及び47ページ)、前記1の②については、これが「自らの意思によらずに重国籍を取得することになるのであるから」、「国籍選択の機会を与え、事後的に重国籍を解消するものとすることは合理的であり、その手段として22歳(平成30年法律第59号による改正後は20歳)に達するまで猶予期間を設けることには合理的関連性がある」として、国籍法11条1項の立法目的の合理性及び手段の合理的関連性を認める旨判示している(同号証・48ページ)。

また、同判決は、前記1の③について、「①国籍法11条1項は、日本国籍を有する者が自己の志望によって外国籍を取得した場合に元々有していた日本国籍を喪失する旨を定めているのに対し、同法3条1項、17条及び5条2項が適用される場面では、いずれも元々外国籍を有していた者が届出や帰化によって日本国籍を取得した場合に、いかなる方法で元々有していた外国籍を喪失させるかが問題となるのであって、両者は全く異なる場面を想定した規定であるから、単純に比較することができず、また、②外国籍の得喪について我が国の法律で規律することができない以上、日本国籍を志望によって取得した者について、一旦重国籍を発生させた上で、事後的に当該外国籍の離脱を努力義務として課すことが不合理であるとはいえない」と判示している（乙第43号証・49及び50ページ）。

したがって、国籍法11条1項は憲法14条1項に違反するという原告の主張には理由がない。

第8 結語

以上のとおりであり原告の請求は、いずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上